

## クルモ利用約款

このクルモ利用約款（以下、「本利用約款」といいます。）は、双日オートグループ東海株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営する中古車売買仲介サービス「c u l u m o（クルモ）」（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件について定めるものです。本サービスのご利用にあたっては、本利用約款をお読みいただき、これに同意したうえで本サービスを利用するものとします。

### 第1章 総則

#### 第1条（適用範囲）

1. 本利用約款は、本サービスの利用者及び当社に適用されます。
2. 当社が本サービスサイトに掲載する本サービスに関する特約、ガイドラインその他のルールは、本利用約款の一部を構成するものとします。

#### 第2条（定義）

本利用約款に用いられる以下の用語は、それぞれ以下に定める意味によるものとします。

1. 「個人間売買サービス」とは、インターネットを通じて会員同士が車両の売買取引を行う機会を提供するサービスをいいます。個人間売買サービスにより行われる車両の売買取引は、すべて会員間の取引であり、当社は当事者となりません。
2. 「クルモストア」とは、販売会社が取り扱う車両に関する情報を掲載する情報サービスをいいます。掲載される車両の売買取引は、本サービスサイト上で行われる通信販売ではありません。
3. 「買取サービス」とは、出品者である会員の本サービスサイトでの申し出に基づき、出品された車両を当社または当社からあっせんを受けた他の中古車買取会社（以下、「提携買取会社」といいます。）が買い取るサービス、および当社または提携買取会社が車両を出品した会員に対して買取りを提案してその車両を買い取るサービスをいいます。
4. 「本サービス」とは、当社が本サービスサイトを通じて運営する古車売買仲介サービスをいい、個人間売買サービス、クルモストア、買取サービスを含みます。
5. 「本サービスサイト」とは、<https://culumo.com> をドメインとする、当社が運営するウェブサイトをいい、その理由のいかんを問わず、本サービスを掲載するサイトのドメインが変更された場合は、変更後のウェブサイトを含むものとします。
6. 「会員」とは、第3条に基づいて本サービスの会員登録が完了した個人の利用者をいいます。
7. 「販売会社」とは、本サービスサイトに車両を掲載する自動車を販売する会社をいいます。なお、当社も本サービスサイトに車両を掲載する場合があり、この場合、掲載者としての当社は本利用約款上、販売会社として取り扱われます。
8. 「利用者」とは、会員登録の有無を問わず、本サービスを利用する個人をいいます。
9. 「本利用契約」とは、利用者が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に発生する本サービスの利用に関する契約をいい、本利用約款および関連する特約、ガイドラインその他のルールを含みます。
10. 「会員出品車両」とは、個人間売買サービスにおいて会員により出品された車両をいいます。

11. 「掲載車両」とは、クルモストアにおいて販売会社が掲載する車両をいいます。
12. 「提携事業者」とは、輸送、名義変更その他本サービスに関して当社と提携する事業者の総称をいいます。

## 第2章 会員登録

### 第3条（会員登録の方法）

1. 本サービスは個人の利用者に対して提供されます。
2. 本サービスの会員登録を希望する利用者（以下、「会員登録希望者」といいます。）は、本利用約款に同意のうえ会員登録フォームにすべての項目を漏れなく入力し、当社に対して会員登録の申込みを行うものとします。会員登録を行うことにより会員にのみ提供される本サービスを利用することができます。
3. 当社は、会員登録希望者の登録した連絡先に会員登録の完了を通知したことをもって、会員登録の申込みを承諾するものとします。
4. 当社は、会員登録希望者について次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合は、会員登録の申込みに対して承諾を行わないことがあります。
  - (1) 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合
  - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合または過去において遅滞が生じたことがある場合
  - (3) 会員登録の申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合
  - (4) 会員登録の申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人であって、自らの行為によって確定的に本利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意または追認がない場合
  - (5) 第36条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合
  - (6) 日本国に定まった住所を有していない場合
  - (7) 過去に当社から本サービスの利用停止、または会員資格の抹消の処分を受けている場合
  - (8) 前各号に掲げるほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合または支障の生じる恐れがある場合
5. 会員は、登録内容に変更がある場合には、直ちに所定の方法により登録内容を変更しなければならず、登録内容が常に最新の状況を反映したものとなるようにするものとします。
6. 前項の変更手続を怠ったことにより、当社から会員に対する通知が不到達となった場合、当社は、当該通知が通常到達すべき時に到達したものとみなすことができるものとします。

### 第4条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用する各種のシステムにアクセスするために必要なユーザIDおよびパスワード（以下、「ID等」といいます。）を会員に対して発行します。
2. 会員は、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。ID等を第三者に開示し、譲渡、貸与その他の方法によりこれを第三者に利用させる一切の行為は、これを禁じます。

3. 当社は、本サービスの利用に関して会員に発行したID等を用いて本サービスのログインに成功した第三者を、そのID等が発行された会員とみなして取り扱うことができるものとします。
4. 万が一、ID等を第三者に開示しましたはその他の方法により漏洩した場合、もしくはそのおそれがある場合には、会員は直ちに当社宛に連絡したうえで、パスワードの変更等の措置を講じるものとします。

## 第5条（禁止行為）

利用者は、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、または第三者に行わせてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為または犯罪行為に結びつく恐れのある行為
- (3) 当社または第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為または侵害する恐れのある行為
- (4) 第三者のプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為
- (5) スパムメールの発信等、インターネットの参加者の間において確立している慣習に反する行為
- (6) 事実に反する情報またはその恐れのある情報を提供する行為
- (7) 当社の設備に過大な負荷を与える行為
- (8) 他の利用者または第三者に迷惑をかける行為
- (9) 第14条に定める売買契約の成立後に本サービス外で取引を進める行為
- (10) 本利用約款に反する行為
- (11) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為

## 第6条（退会）

会員は、当社所定の手続により、いつでも退会することができます。ただし、退会時点で本サービスの利用に伴う取引の全部または一部が未了の場合、および当社、他の利用者または第三者に対して債務を負っている場合は、この限りではありません。

## 第3章 本サービス

## 第7条（サービスの種類）

1. 本サービスは、個人間売買サービス、クルモストアおよび買取サービスならびにこれらに付随するサービスから構成されます。主要なサービスの特徴は以下のとおりです。

### (1) 個人間売買サービス

車両を売りたい会員は、本サービスサイトに車両を出品し、買手となる会員と車両の直接の売買取引をすることができます。また車両を買いたい会員は、本サービスサイトから車両を出品する会員を探し出して、その会員と車両の直接の売買取引をすることができます。個人間売買サービスは、会員同士が直接行う車両の売買取引であり、当社は取引の当事者となりません。

## (2) クルモストア

販売会社が取り扱う車両に関する広告を掲載する情報サービスです。クルモストアはメーカー・車種・価格・装備などから利用者が購入したい車両を検索し、車両の見積依頼や在庫確認・各種お問い合わせを円滑にサポートする情報サービスであり、商談や購入取引は、本サービスサイト外で販売会社と直接行っていただきます。当社が販売会社となる場合を除き、当社は取引の当事者となりません。

## (3) 買取サービス

会員が売却を希望する車両を、会員の申し出に基づき、当社または提携買取会社が本サービスサイト上で直接買い取るサービス、および当社または提携買取会社が、会員に対して出品車両の買取を提案してこれを買い取るサービスです。

2. 本サービスは、サービスの内容により、利用者の取引の相手方の属性や取引形態、受けることができる付随サービスの内容が異なります。どの種類のサービスによる取引かは、本サービスサイト上に表示されますので、本サービスサイトで車両の取引をする利用者は、自らがどの種類のサービスにより取引を行うかをよく確認したうえで、取引を行うものとします。
3. 個人間売買サービスは、事業者が取引の当事者とならないため、その取引に消費者保護に関する法律が適用されない場合があります。本サービスサイトで車両の売買を希望される会員は、個人間売買サービスを利用する際は、自己責任で取引を行っていただくことになり、当社は、その取引につき一切の責任を負いません。

## 第8条（サポート）

本サービスに関するサポートの内容、時間、方法等については、本サービスサイトに定めるサポートポリシーに従うものとします。

## 第9条（コンテンツの取扱い）

1. 本サービスに関し当社が提供する文字、画像、映像その他のコンテンツ（以下、「当社コンテンツ」といいます。）に係る商標権、著作権等の知的財産権は、当社または当社のライセンサーに帰属します。利用者は、当社コンテンツを本サービスが予定している利用態様を超えて利用（複製、公衆送信、頒布、譲渡、翻訳、翻案等を含みます。以下本条において同じ。）してはなりません。
2. 会員は、本サービスにおいて掲載または送信した文字、画像、映像その他のコンテンツ（以下、「会員コンテンツ」といいます。）について、当社に対して、日本の国内外で無償かつ非独占的に利用する権利を期限の定めなく許諾（サブライセンス権を含みます。）するものとします。
3. 会員は、会員コンテンツにつき著作者人格権を行使しないものとします。
4. 当社は、法令または本利用約款の遵守状況等を確認する必要がある場合、法令に反しない限り、会員コンテンツの内容を確認することができるものとします。ただし、当社はそのような義務を負うものではありません。
5. 当社は、会員コンテンツにつき法令もしくは本利用約款に違反し、または違反するおそれがあると認めた場合、その他業務上合理的な必要がある場合、あらかじめ会員に通知することなく、会員コンテンツを削除する等の方法により、本サービスの利用を制限することができるものとします。

6. 会員は、本サービスに掲載または送信した会員コンテンツについて、必要に応じて自らの責任においてバックアップするものとし、当社はバックアップの義務を負わないものとします。
7. 当社は、開示および削除された会員コンテンツに関するデータの復旧対応を行いません。
8. 当社が本サービス上で取り扱う通信や利用者情報についての詳細は、本サービスサイトに掲載されるプライバシーポリシーおよびクッキーポリシーをご参照ください。

## 第4章 個人間売買サービス（会員向けサービス）

### 第10条（定義）

個人間売買サービスにつき用いられる以下の用語は、それぞれ以下に定める意味によるものとします。

1. 「出品会員」とは、本章に基づき車両を出品する会員をいいます。
2. 「購入会員」とは、本章に基づき会員出品車両を購入する会員のほか、その文脈により会員出品車両の購入の申込手続きをする会員をいいます。
3. 「購入代金等」とは、会員出品車両の購入代金に、輸送および名義変更の代行料その他会員出品車両の購入に関連して購入会員が支払う金銭のうち当社が受領権限を持つものを加えた代金をいいます。

### 第11条（車両の出品）

1. 出品会員は、当社が定める手続に従って、本サービスサイト上に車両を出品するものとします。
2. 出品会員は、次の各号に掲げる車両を出品してはなりません。
  - (1) 名義変更に必要な書類が完備していない、または取得することができない車両
  - (2) 自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）もしくは軽自動車税納税証明書（継続検査用）が完備していない、または取得できない車両
  - (3) 日本国内で登録されていない車両
  - (4) 不動車、盗難車、接合車または冠水車に該当する車両
  - (5) 車台番号が改ざんされている車両
  - (6) メーター（走行距離計）が改ざんまたは故障している車両
  - (7) 改造の程度が著しい車両
  - (8) 質権、抵当権その他の担保権が設定されている車両
  - (9) 差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立ての対象となっている車両
  - (10) 未納の反則金または放置違反金がある車両
  - (11) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する車両
3. 出品会員は、次の各号に掲げる事項を遵守したうえで車両を出品するものとします。
  - (1) 出品する車両につき正確な情報を誠実に申告すること。また、出品手続き完了後も、会員出品車両に関する本サービスサイト上の情報を都度更新し、正確性を維持すること。
  - (2) 出品する車両およびその出品方法等に関する関係法令および監督官庁のガイドラインを遵守すること。
  - (3) 社団法人自動車公正取引協議会の規約、指針、指導、勧告等を遵守すること。

- (4) 同一車両の出品手続きを複数回行うなど、迷惑行為を行わないこと。
  - (5) その他当社が出品会員向けに掲載するガイドラインや注意事項等を遵守すること。
4. 会員出品車両の出品を取り下げる場合、出品会員は、当社が定める手続に従うものとします。
  5. 出品会員は、本条の定めに従った出品手続きを完了し、会員出品車両を本サービスサイトに掲載した時点で、本サービスサイトを閲覧する会員に対し、本サービスサイトの該当ページに記載された条件により、会員出品車両の購入の申込みを勧誘したものとして取り扱われ、購入会員が本サービスサイト所定の手続きに従って「購入」ボタンをクリックしてその通信が本サービスを運用するサーバに到達したことを条件として、本サービスサイトの該当ページに記載された条件（または購入会員と別途合意した条件がある場合にはその条件）により、購入会員による購入申込みを承諾したものとして取り扱われます。
  6. 出品会員による本サービスサイトへの会員出品車両に関する掲載事項の変更や出品の取りやめは、購入会員からの購入申込みがなされるまでの間に限られるものとします。出品会員が、会員出品車両に関して本サービスサイトへの掲載事項を変更した場合、変更内容が本サービスサイトに反映された時点で、勧誘条件を変更したものとして取り扱われ、出品会員が会員出品車両の出品を取りやめた場合、他の会員が本サービスサイトから該当ページを閲覧することができなくなった時点で、勧誘を取りやめたものとして扱われます。
  7. 出品会員は、当社が別途承諾する場合を除いて、会員出品車両の引渡地を出品会員の指定地とし、引渡し以降の会員出品車両の滅失または毀損についての危険は購入会員が負うこと、および引渡し以降の会員出品車両に関する一切の費用（輸送費用および登録費用を含みます。）は購入会員がこれを支払うこと、会員出品車両につき民法上の契約不適合責任を負わないこと、を内容とする申込み勧誘を行うものとします。

## 第12条（出品方法）

1. 個人間売買サービスにおいて、出品会員は、以下の2つの出品方法のいずれかを選択して車両を出品するものとします。
  - (1) かんたん出品

本サービスサイトのガイドに従ってご自身で車両を出品する方法です。  
購入会員は、かんたん出品により出品された会員出品車両には、クルモ修理保証を付けることができません。
  - (2) おまかせ出品
    - (a) 出品会員から委託を受けて、車両の出品手続きを提携事業者が代行するサービスです。
    - (b) おまかせ出品は、出品会員ご自身で車両を提携事業者の店舗にお持ち込みいただく「店舗出品」と、提携事業者が出品会員の指定する場所に訪問して出品手続きを代行する「出張出品」からご選択いただけます。
    - (c) おまかせ出品の選択につき出品会員の費用負担はありませんが、当社および提携事業者は、出品手続きの代行を受諾したことにより、その出品が第11条第2項および第3項を遵守したものであることを保証するものではありません。
2. おまかせ出品を選択される出品会員には、本章の規定に加えて、第10章の特則が適用されるもの

とします。

#### 第13条（車両の購入）

1. 会員出品車両の購入を希望する会員は、当社が定める手続に従って、購入の意思をもって会員出品車両の購入申込みを行うものとします。
2. 会員は、会員出品車両の購入申込みの手続き（諸経費を含む概算購入金額の確認等）に従って「購入」ボタンをクリックした時点で、会員出品車両を出品する出品会員に対し、本サービスサイトの該当ページに記載された条件（または出品会員と別途合意した条件がある場合にはその条件）により、会員出品車両の購入を申し込んだものとして取り扱われます。
3. 会員出品車両の購入申込みは、本サービスサイト上の「購入」ボタンをクリックした後には、これを撤回することができません。
4. 会員出品車両の購入を希望する会員は、所定の方法により、出品会員に対し、本サービスサイトを介して会員出品車両の状態等を問い合わせができるものとします。なお、本サービスサイトを介さない直接取引を求めるなど、当社が不適切と認めるお問い合わせである場合、お問い合わせ内容の全部または一部が削除されるほか、第24条に定める措置の対象となることがありますのでご注意ください。

#### 第14条（売買契約）

1. 会員出品車両についての売買契約（本章において以下、単に「売買契約」といいます。）は、購入会員による購入申込みの通信が本サービスを運用するサーバに到達した時点で、購入申込み時に本サービスサイトの該当ページに記載された条件（または出品会員と別途合意した条件がある場合にはその条件）により、出品会員と購入会員との間で成立するものとします。
2. 出品会員は、成立した売買契約の内容を確認のうえ、運転免許証の登録や会員出品車両の状態についての情報更新、その他所定の手続きを行うものとします。
3. 購入会員は、成立した売買契約の内容を確認のうえ、本利用約款に従いお支払方法の選択を行うものとします。
4. 出品会員は、売買契約が成立し、購入代金等の決済が完了した旨を当社が通知した後、直ちに会員出品車両の引渡しの準備（積載物の除去、車内の清掃等を含みます。）を実施し、善良なる管理者の注意をもって会員出品車両の維持および管理を行うものとします。

#### 第15条（利用料）

1. 出品会員は、本サービス利用に関する利用料（以下、「利用料」といいます。）として、当社に対して、本サービスサイトに定める金銭を支払うものとします。
2. 利用料は、購入会員との間に売買契約が成立する都度、その成立と同時に発生するものとします。

#### 第16条（クルモ修理保証）

1. おまかせ出品の方法で出品された会員出品車両を購入する購入会員は、会員出品車両の購入代金等の支払前に限り、クルモ修理保証に加入いただくことができます。

2. クルモ修理保証のご利用条件については、「[クルモ修理保証約款](#)」をご確認ください。

第17条（輸送代行）

- 購入会員は、購入した会員出品車両につき、引渡地から納車場所まで輸送するサービス（以下、「輸送代行サービス」といいます。）を、以下の運送業者（以下、「指定輸送代行業者」といいます。）に委託するものとします。

指定輸送代行業者： 東西海運株式会社

- [・輸送サービス・登録手続きサービス及び登録納車サービスの利用規約](#)
- [・標準内航利用輸送約款](#)

- 購入会員は、指定輸送代行業者の上記規約等のすべての内容を確認したうえで輸送代行サービスを利用するものとします。当社は、個人間売買サービスを用いて会員出品車両を購入したすべての購入会員につき、上記規約等に同意したものとして取り扱います。
- 当社は、指定輸送代行業者から、輸送代行サービスの対価を代理受領する権限を付与されています。購入会員は、輸送代行サービスの対価を、本利用約款の定めに従い、会員出品車両の購入代金と共に当社に支払うものとします。

第18条（名義変更代行）

- 出品会員および購入会員は、売買契約が成立した会員出品車両の名義変更申請手続きを代行するサービス（以下、「名義変更代行サービス」といいます。）を、以下の事業者（以下、「指定名義変更代行業者」といいます。）に委託するものとします。

指定名義変更代行業者： 東西海運株式会社

- [・輸送サービス・登録手続きサービス及び登録納車サービスの利用規約](#)

- 出品会員および購入会員は、指定名義変更代行業者の上記利用規約のすべての内容を確認したうえで名義変更代行サービスを利用するものとします。当社は、個人間売買サービスを用いて会員出品車両を購入したすべての出品会員および購入会員につき、上記利用規約に同意したものとして取り扱います。
- 出品会員および購入会員は、会員出品車両の名義変更に必要な書面（以下、「名義変更書面」といいます。）について、当社から提出案内の通知を受けてから10日以内に、指定する住所宛に、当社所定の方法で送付するものとします。
- 名義変更代行サービスの費用は、購入会員がこれを負担するものとします。当社は、指定名義変更代行業者から、名義変更代行サービスの対価を代理受領する権限を付与されています。購入会員は、名義変更代行サービスの対価を、本利用約款の定めに従い、会員出品車両の購入代金と共に当社に支払うものとします。

第19条（購入代金等の支払い）

- 出品会員は、出品会員が本サービスに関し当社または当社の提携事業者に対して支払うべき一切の債務の支払いを担保するため、当社に対して、購入会員が支払う会員出品車両の購入代金を当社が出品会員に代わって受領する権限を付与するものとします。

2. 売買契約の成立後、当社は、購入代金等の合計額を購入会員に通知します。
3. 購入会員は、前項の通知を受けた日から 7 日以内に、購入代金等の全額につき、本利用約款に定める方法により当社に支払うものとします。購入代金等の支払に際して生じる公租公課、決済や借入れに伴う手数料その他の費用は、購入会員がこれを負担するものとします。
4. 購入代金等のお支払いは、クレジットカード払い、銀行振込、Pay-easy 決済、またはコンビニ決済（以下、「クレジット決済等」といいます。）により行うものとします。それぞれの決済手続きにおいて、当社は、クレジット決済等と代金の収納手続きを、決済代行業者に委託することができるものとします。購入会員が決済手続きを完了した時点で、購入代金等の支払債務の履行が完了したものとして取り扱われます。
5. 購入会員による購入代金等の支払いが完了した場合、または購入会員による購入代金等の支払いが本条第 3 項に定める期限内に行われない場合、当社は速やかにその旨を出品会員に通知するものとします。
6. 出品会員は、購入会員が本条第 3 項に定める期限内に購入代金等の支払いを行わない場合に限り、本サービスサイトを通じて通知することにより売買契約を解除することができるものとします。

## 第 20 条（会員出品車両の引渡し）

1. 売買契約が成立し、購入代金等の支払いが完了した旨の通知を受領した出品会員は、指定輸送代行業者が通知する引渡日に、会員出品車両の引渡しを行うものとします。
2. 出品会員および購入会員は、指定輸送代行業者を通じて会員出品車両の引渡しを行うため、当社が指定輸送代行業者に本サービスサイトにて管理されている会員の登録情報を提供することに同意するものとします。
3. 会員出品車両を受領した購入会員は、車両点検票その他の書類を確認して受領確認を終えた後、48 時間（以下、「確認期間」といいます。）以内に、当社に対して会員出品車両を受領した旨を通知するものとします。なお、確認期間内に受領確認の通知をしなかった場合には、確認期間の満了をもって会員出品車両の引渡しが完了したものとして取り扱われます。
4. 購入会員は、受領した会員出品車両について、以下のいずれかに該当する場合に限り、確認期間の満了までに本サービスサイトを通じて通知することにより、売買契約を解除することができるものとします。ただし、購入会員が会員出品車両を受領した旨の通知を行った時点以降は、売買契約を解除することはできません。
  - (1) 走行に必要な安全性を欠く等、自動車の基本性能に重大な不具合がある場合
  - (2) 会員出品車両の外観、品質、性能および数量について、本サービスサイトに掲載されていた情報 や出品会員が購入会員に個別に明示していた情報と重要な点で相違がある場合

## 第 21 条（購入代金の受領）

1. 出品会員は、当社が購入会員による会員出品車両を受領した旨の通知を受けた後、購入代金から利用料その他出品会員が当社または提携事業者に対して負担する債務額を控除した後の残額を、出品会員が当社にあらかじめ通知した金融機関口座にて、3 営業日以内に受領するものとします。なお、振込手数料その他支払いに必要な費用は出品会員の負担とします。

- 当社が出品会員に対して振込先の金融機関口座を指定するよう通知したにもかかわらず、通知日から30日を経過する日までに口座の指定がない場合、出品会員の当社に対する引渡金相当額の請求権は、放棄されたものとして取り扱われます。

## 第5章 クルモストア（利用者向けサービス）

### 第22条（クルモストア）

- 利用者は、本サービスサイト上で、掲載車両を出稿する販売会社との間で、購入見積もりやその他の問い合わせをすることができます。
- 掲載車両の商談や購入申込み、契約手続きや代金支払い、車両の引渡し等は、いずれも本サービスサイト外で販売会社との間で直接行っていただきます。ただし、本サービスサイトに設置しているメッセージサービスを利用するなどを妨げるものではありません。
- 当社は、販売会社から、掲載車両の売買代金を代理受領する権限を付与されています。利用者は、当社が別に認める場合を除き、販売会社の指示に従い、掲載車両の購入代金を、当社名義の金融機関口座に支払うものとします。利用者による掲載車両の購入代金の支払債務は、本項に基づき当社に購入代金の全額が入金された時点で消滅するものとします。

## 第5章の2 買取サービス（会員向けサービス）

### 第23条（買取サービス）

- 会員は、本サービスサイト上で、所定の方法により当社に対して車両の買取を依頼することができます。
- 買取サービスの対象となる車両は、第11条第2項各号のいずれにも該当しない車両に限ります。
- 個人間売買サービスで出品した車両は、買手となる会員との間の売買契約が成立する前に限り、買取サービスの対象とすることができるものとします。
- 当社または提携買取会社は、個人間売買サービスで出品した車両につき、出品会員に対し、買取価格を提示して買取りを提案することができるものとします。なお、買取商談の結果、成約に至らなかつた場合、出品会員は、引き続き本サービスサイトに会員出品車両の掲載を継続することができるものとします。
- 買取サービスにおいて、車両の査定、買取価格の提示、契約手続きや代金支払い、車両の引渡しその他の買取手続きは、当社または提携買取会社と会員の間で直接行われるものとします。なお、当社は、提携買取会社に代わって車両の買取り手続きの一部または全部を執り行うことがあります。
- 会員は、買取サービスの利用につき、第11条第3項各号の定めを遵守するものとします。
- 買取サービスを利用する会員に対し、当社は、提携買取会社を買手としてあっせんすることができるものとします。

## 第6章 違反・紛争等

## 第24条（利用停止、会員資格の取消し等）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前に通知することなく直ちに該当利用者に対する本サービスの停止または制限、会員資格の取消し、その他必要な措置を講じることができるものとします。

- (1) 利用者が本利用約款に反する行為を行った場合
- (2) 利用者が本サービスの利用に関して不正行為を行った場合
- (3) 会員が当社の定める一定の期間内に一定回数のログインを行わなかった場合
- (4) 一定回数以上のパスワードの入力ミスがある等、本サービスのセキュリティを確保するために必要な場合
- (5) 利用者が支払停止または支払不能状態に至った場合
- (6) 利用者につき、破産手続開始もしくはこれに類する手続開始の申し立てがあった場合、第三者から差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分、その他財産につき司法または行政による処分を受けた場合
- (7) 利用者が自らまたは第三者をして、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、または風評を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて、信用を毀損もしくは業務を妨害する行為をした場合
- (8) 前各号に掲げるほか当社が相当と判断する場合

## 第25条（売買契約の解除）

1. 会員出品車両や掲載車両の売買契約の解除は、本サービスサイトの外で会員同士または利用者と販売会社の間で処理するものとし、当社はこれに関与しないものとします。買取サービスにおいて買手が提携買取会社である場合も同様とします。
2. 会員出品車両の売買契約が解除された場合であっても、当社に対する利用料の支払いは免除されないほか、提携事業者に対して発生する支払債務も免除されませんのでご注意ください。
3. 第1項の規定にかかわらず、第20条第4項（購入会員による解除）により売買契約が解除されたことを当社が確認できた場合、当社が受領した購入代金を出品会員に引き渡す前に限り、当社は、購入代金の購入会員への返還手続きを支援することができるものとします。当社による本項に定める購入代金の返還手続きの支援は、出品会員が解除に同意し、また購入会員が振込手数料その他購入代金の返還に要する費用を負担することに同意している場合に限り、購入会員が指定する金融機関口座に振込送金する限度で行われるものとします。
4. 第19条第3項（出品会員による解除）または第20条第4項（購入会員による解除）に基づき会員出品車両の売買契約が解除される場合、出品会員は、当社が請求した日から10日以内に、当社が指定する金融機関口座宛に振込送金する方法によって、利用料を支払うものとします。当社が出品会員に対して引き渡すべき金銭債務がある場合、当社は、その債務額から利用料相当額を差し引き受領することによっても、利用料の支払いを受けることができるものとします。
5. 前各項のほか、会員出品車両や掲載車両の売買契約の解除をめぐる利用者間または販売会社や提携買取会社との間のトラブルその他一切の紛争は、当事者間で解決するものとし、当社はこれに関与しないものとします。

## 第26条（利用者間、第三者との間における紛争）

- 利用者は、本サービスの利用に際して他の利用者、販売会社、提携買取会社、提携事業者その他の第三者との間において生じたトラブル、名誉毀損、プライバシーの侵害、その他一切の紛争について、利用者自身の責任でこれを解決するものとします。
- 利用者は、前項の紛争から発生する損害賠償責任、請求、法律上の要求、損害および損失について、当社を免責、防御し、補償するものとします。

## 第27条（当社の行う措置）

当社は、本利用約款に定める事項もしくは本利用約款の趣旨に違反する行為が行われたと判断した場合、または他の利用者もしくは第三者の権利を侵害し、もしくは侵害するおそれがあると判断した場合には、第24条に定める措置のほか、会員に通知することなく、関連する車両の出品の拒絶、会員コンテンツの編集、移動、削除等を当社の裁量により実施することができるものとします。

## 第28条（損害賠償）

利用者が、本利用約款の定めに違反したことにより、当社、他の利用者、提携買取業者、提携事業者その他の第三者に損害（違反に対処するための費用を含み、合理的な弁護士費用を含むものとします。）を与えた場合、その利用者は、損害を与えた者に対してその額を補償するものとします。

## 第7章 本サービスの中断、変更および廃止

### 第29条（本サービスの中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部を中断または停止することができるものとします。

- サーバ、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生またはその他の理由により本サービスの提供ができなくなったとき。
- 本サービスの提供に必要なシステムの保守、点検、修理、変更等を行うとき。
- 前各号に掲げるほか、当社が運用上、技術上または法律上、本サービスの中断または停止を必要と判断したとき。

### 第30条（本サービスの変更および廃止）

当社は、業務上の都合により、利用者に対して現に提供している本サービスの全部または一部を変更または廃止することができます。本サービスの変更または廃止を行う場合には、事前にその旨を利用者に通知します。

## 第8章 免責

### 第31条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為または本サービスの提供に際して当社が利用する第三者のソフトウェアの瑕疵や機器の故障等、当社に責任のない事由により、利用者が本サービスを利用できなくなった場合であっても、これにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第32条（サイバー攻撃）

当社は、本サービスの提供のために用いるデータセンタ、ネットワークインフラ、サーバ設備その他ソフトウェアが正常に動作するために必要な設備が攻撃を受けた場合には、利用者に事前に通知することなく、サーバ等の停止、ネットワークの切断、その他必要な措置を取ることができます。この場合、当社の措置により利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第33条（免責および保証の否認）

1. 当社は、本サービスの中止、停止、変更もしくは廃止、会員資格の取消、コンテンツの編集、移動もしくは削除、本サービスにおけるデータの滅失、損傷、漏洩、その他本サービスに関連して生じた損害について、データの復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
2. 当社は、次の各号に掲げる事項のほか、本サービスの完全性、正確性、有用性その他本サービスに関する事項についていかなる保証も行わず、いかなる担保責任も負いません。
  - (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
  - (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
  - (3) 本サービスを利用する事が第三者の権利を侵害するものではないこと。

### 第34条（消費者契約に関する免責の特則）

1. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人の利用者（事業としてまたは事業のために本サービスを利用する利用者を除きます。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、利用者が当社に支払うべき利用料金に相当する金額を限度として当社がその損害を利用者に賠償するものと読み替えるものとします。
  - (1) 当社の債務不履行により利用者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
  - (2) 本サービスにおける当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為により利用者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
  - (3) 本サービスの内容が本利用契約の内容に適合しないとき（本利用契約が請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき）に、それにより利用者に生じた損害を賠償する当社の責任の全部を免除する条項
2. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人の利用者（事業としてまたは事業のために本サービスを利用する利用者を除きます。）については、適用しないものとします。
  - (1) 当社の債務不履行（故意または重大な過失に限ります。）により利用者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
  - (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた不法行為（当社の故意または重大な過失に限ります。）により利用者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する

## 条項

3. 本条の規定は、第10章の規定にかかわらず、これらの特約規定に優先して適用されるものとします。

## 第9章 その他

### 第35条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. 利用者は、当社の承諾がない限り、本利用約款に基づく地位、権利または義務について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することができません。
2. 組織再編、事業譲渡その他の事由により、当社の契約上の地位が第三者に移転することがあります。利用者は、そのような場合があることを認識し、あらかじめ承諾するものとします。この場合、当社が本サービスの提供のために保有している利用者情報は、本サービスの提供に必要な範囲で当該第三者に移転します。

### 第36条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および利用者は、現在および将来にわたって、自己または自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（本利用約款において、「反社会的勢力」といいます。）でないことを表明し、保証するものとします。
2. 当社および利用者は、暴力的または脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、または第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとします。
3. 当社および利用者は、相手方が前二項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本利用契約を解除できるものとします。

### 第37条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

### 第38条（準拠法および裁判管轄）

1. 本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本利用約款および本利用契約に関する訴えについては、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第39条（本利用約款の改定等）

1. 社会情勢、経済事情もしくは本サービスに関する実情の変化もしくは法令の変更その他合理的な理由があると認められる場合、当社は、本サービスの目的に反しない範囲で本利用約款の内容を変更することができるものとします。
2. 本利用約款を変更する場合、当社は変更後の約款の内容を、本サービスサイトに表示することによ

り利用者にお知らせし、その際に定める30日以上の相当な期間を経過した日から、変更後の約款が適用されるものとします。

3. 変更後の約款の内容に同意することができない利用者は、変更後の約款の発効日までに第6条に従い退会手続きをとるものとします。なお、発効日までに退会の手続きを取らなかった利用者は、変更後の約款に同意したものとして取り扱われるものとします。

## 第10章 おまかせ出品に関する特則

### 第40条（特則の適用）

本章の規定は、個人間売買サービスについて、おまかせ出品を選択される出品会員に適用されます。本章の規定は第9章までの規定の特則であり、これらの規定と矛盾または抵触する場合には、本章の規定が優先するものとします。

### 第41条（おまかせ出品のお申込み）

1. おまかせ出品を利用する出品会員は、本サービスサイト上で、所定の手続きにより当社に対して、以下のいずれかのサービスを申し込むものとします。
  - (1) 店舗出品  
出品会員が、当社が提携する自動車整備会社（以下、「提携整備会社」といいます。）に出品する車両を持ち込み、提携整備会社が出品会員に代わって出品手続きを代行するサービスをいいます。
  - (2) 出張出品  
当社が提携する中古車査定会社（以下、「提携査定会社」といいます。）の自動車検査員が出品会員の指定する場所に訪問し、提携査定会社が出品会員に代わって出品手続きを代行するサービスをいいます。
2. おまかせ出品を申し込む出品会員は、出品代行事務を、当社が提携整備会社または提携査定会社に再委託することを承諾するものとします。
3. おまかせ出品につき出品会員の費用負担はありませんが、店舗出品、出張出品のいずれも、提携整備会社または提携査定会社が出品代行事務を受託したことによって、本利用約款に定める出品基準を満たしたものであることを保証するものではありません。おまかせ出品を申し込む出品会員は、お申し込みに先立ち、必ず出品車両が第11条第2項各号に掲げるものではないことを確認するとともに、おまかせ出品を申し込んだことにより、出品会員自身が出品車両につき第11条第2項に抵触するものではないことを保証したものとして取り扱われます。

### 第42条（店舗出品）

1. 店舗出品の利用を申し込む出品会員は、出品会員が提示した候補日時の中から当社が指定する日時に、当社が指定する最寄りの提携整備会社に、出品車両を出品登録できる状態で持ち込むものとします。
2. 出品会員は、提携整備会社の担当者が、その裁量により会員出品車両の状態確認、撮影、出品に必要

な項目の登録、出品価格の登録等を出品会員に代わって行うことを承諾するものとします。

3. 前項に従った提携整備会社の担当者による出品手続きの代行の完了により、出品会員自身が第11条に定める条件に従い会員出品車両の出品手続きを行ったものとみなされるものとします。なお、出品手続き完了後の会員出品車両に関する本サービスサイト上の情報の更新や掲載内容の正確性を維持する責任は、出品会員が負うものとします。
4. 店舗出品により出品した会員出品車両につき、第11条第2項や第3項への抵触が確認され、またはそのおそれがあることの通知を受けた出品会員は、速やかに出品会員自身でその真偽を確認し、出品の取下げや掲載内容の訂正など、本利用約款を遵守するため適切な措置をとるものとします。当社および提携整備会社は、出品手続きの代行を承った車両が本利用約款に定める出品基準を満たしていることを保証することはできません。
5. 提携整備会社は、出品手続きが完了した会員出品車両を保管いたしません。会員出品車両は出品会員が持ち帰り、自ら管理するものとします。

#### 第43条（出張出品）

1. 出張出品の利用を申し込む出品会員は、出品会員が提示した候補日時の中から当社が指定する日時に、当該出品会員が指定する場所において、提携査定会社の自動車検査員の訪問を受けるものとします。出品会員は、出品車両を出品登録できる状態で準備するものとします。
2. 出品会員は、提携査定会社の自動車検査員が、その裁量により会員出品車両の状態、撮影、出品に必要な項目の登録、出品価格の登録等を出品会員に代わって行うことを承諾するものとします。
3. 前項に従った検査員による出品手続きの代行の完了により、出品会員自身が第11条に定める条件に従い会員出品車両の出品手続きを行ったものとみなされるものとします。なお、出品手続き完了後の会員出品車両に関する本サービスサイト上の情報の更新や掲載内容の正確性を維持する責任は、出品会員が負うものとします。
4. 出張出品により出品した会員出品車両につき、第11条第2項や第3項への抵触が確認され、またはそのおそれがあることの通知を受けた出品会員は、速やかに出品会員自身でその真偽を確認し、出品の取下げや掲載内容の訂正など、本利用約款を遵守するため適切な措置をとるものとします。当社および提携整査定会社は、出品手続きの代行を承った車両が本利用約款に定める出品基準を満たしていることを保証することはできません。

#### 第44条（キャンセル違約金）

1. おまかせ出品を申し込んだ出品会員が、以下のいずれかに該当する行為をした場合、当社が提携事業者に対して負担するおまかせ出品に係る出品代行事務の手数料相当額に金10万円を加算したキャンセル違約金を申し受けます。
  - (1) 店舗出品を申し込んだにもかかわらず、指定された日時に提携整備会社に出品車両を登録可能な状態で持ち込まなかった場合
  - (2) 出張出品を申し込んだにもかかわらず、指定された日時に出品車両とともに出品会員が指定し

た場所に存在せず、または出品車両を登録可能な状態で準備していなかった場合

(3) おまかせ出品を、指定された日の当日にキャンセルした場合

2. 前項の場合、出品会員は、当社の通知するキャンセル違約金請求書に従い、当社が指定する日までに、当社が指定する金融機関口座宛に、キャンセル違約金相当額を振込送金する方法により支払うものとします。なお、振込手数料は出品会員がこれを負担するものとします。
3. 出品会員が期日までにキャンセル違約金を支払わなかった場合、支払期日の翌日から全額の支払日まで、日割計算により年率 14.6% の遅延損害金を支払うものとします。

#### 第45条（売買契約）

おまかせ出品により受託する事務は、当社または提携事業者が会員出品車両についての売買契約の締結を代理する事務を含むものではありません。出品会員は、おまかせ出品により出品された会員出品車両につき、第4章の定めに従い、自ら購入会員との間で商談し売買契約を締結するものとします。

#### 第46条（クルモ修理保証の提供）

1. おまかせ出品を利用する出品会員は、会員出品車両を購入する購入会員のうち希望する者に対し、当社と連帯してクルモ修理保証を提供するものとします。クルモ修理保証の内容は、「[クルモ修理保証約款](#)」をご確認ください。
2. クルモ修理保証により購入会員に対して負担する修理保証の連帯債務の当社と出品会員の間の内部分担割合は、当社 100 に対して出品会員 0 とします。
3. おまかせ出品を利用する出品会員は、購入会員からクルモ修理保証に係る請求を受けた場合、当社がその対応を行うべきことを要請することができるものとし、当該購入会員への対応は当社が自らの費用と責任で行うものとします。
4. 当社は、クルモ修理保証により当社が負担する債務を、提携する修理保証会社と連帯して負担することができるものとします。

本利用約款は、2023年2月22日より発行します。

2021年11月24日 改定

2023年2月22日 改定